

令和6年度 第2回政策会議

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)実施計画策定及び令和7年度予算編成の方針を定めるものです。



令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)実施計画策定及び 令和7年度予算編成の方針について

人口減少が続く我が国において、本市では、転入超過に伴う社会増を中心とした、人口の増加傾向を維持している。このような状況において、堅調な市税収入の下支えの下、第4次総合計画の実現に向けた「重点取組 2023」を積極的に推進していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行い、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めているところである。

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)実施計画策定及び令和7年度予算編成においても、まずはこれらのことを念頭に置きつつ、以下に示す国の動向等も踏まえながら、別添の方針に基づき取組を進めることとする。

参考(国の動向等)

国は、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、経済新生への道行きとして、短期的には物価上昇を上回る賃上げの定着等により、デフレから完全に脱却し、成長型の新たな経済ステージへの移行へと導き、中長期的には、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくという方針を示している。

基礎自治体においても、新たな経済ステージへの移行に伴う物価・賃金・金利の上昇等、足下の社会経済情勢の変化が財政に与える影響を注視しつつ、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化等を始めとしたこれまでの行政課題に対しても継続して取り組むためには、柔軟かつ安定的な財政運営が必要である。

令和7年度(2025年度)～
令和11年度(2029年度)

実施計画策定及び

令和7年度(2025年度)

予算編成の方針

令和6年(2024年)8月28日

令和7年度～令和11年度実施計画策定及び令和7年度予算編成の方針

1 重要事項

(1) 重点取組の推進

「重点取組2023」を推進するための具体的な事業計画の立案に取り組むこと。

(2) 精査の徹底

新規・拡充事業は、緊急性、重要性、費用対効果等を十分精査し、既存事業のスクラップアンドビルド、再構築、再編成等も併せて検討すること。また、継続事業についても、優先順位の精査や無駄の排除を徹底すること。

(3) 効果的な投資

建設予算に係る事業については、「重点取組2023」のほか、公共施設総合管理計画及び各種関連計画の方針に沿って必要な取組を計画的、効率的に進めるに当たり、実施内容、手法、財源、実施年度等のあらゆる角度から精査を行い、投資効果の最大化を図ること。

(4) 業務プロセスの改善

自治体DXを始めとしたデジタル政策の推進や民間活力の導入等により、市民サービスの向上や、職員体制の持続可能性を考慮した業務プロセス改善を図ること。

(5) SDGsの取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）の実現のため、経済、社会、環境の3側面における統合的な取組を推進すること。

令和7年度～令和11年度実施計画策定及び令和7年度予算編成の方針

2 財源確保の努力

(1) 国・府補助金等の確保

国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。

(2) 積立基金の活用

各種積立基金については、設置目的に応じた積極的な活用を前提としつつ、後年度に見込まれる事業費も考慮した上で必要な財源が確保できるよう、基金所管及び事業所管双方の調整により、計画的な積立てや繰入れを検討すること。

(3) 自主財源の確保

使用料等については、施設の魅力や稼働率を向上させることにより利用者の増加を図り、増収に努めること。
また、新たな財源確保の手法についても積極的に検討すること。

(4) 建設予算に係る財源の確保

建設予算に係る事業については、上記(1)～(3)に加え、特に以下の点にも留意し、財源確保に努めること。

- 地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無などの情報把握に努めるとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分に留意した上で、活用を検討すること。
- 都市計画法に基づく都市計画施設の整備(新設又は既存施設の改修・更新)に関する事業又は市街地開発事業の実施に当たっては、その財源として都市計画税を効果的に活用するため、同法の規定による事業認可の取得を積極的に検討すること。

令和7年度～令和11年度実施計画策定及び令和7年度予算編成の方針

3 視点及び手法

職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来見通しを持って投資と負担のバランスについて慎重かつ積極的に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、下記の視点と手法によって、課題解決に取り組むこと。

(1) PDCAマネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

(2) 妥当性の担保

事業の立案に当たっては、EBPM（根拠に基づく政策立案）の観点の下、現状や経過を踏まえ、的確に課題を認識した上で、課題を効果的に解決できる取組となるよう、内容を精査すること。

また、合理的で妥当な算定に基づく予算となるよう、過大・過小な積算は厳に慎むとともに、継続的な経費は、特段の事情がない限り、直近の実績額（契約額等）を基に要求すること。

(3) 職員体制への影響を考慮

事業経費のみならず、関連する職員体制への影響（人件費の増減）についても十分に考慮すること。

(4) 部長マネジメントによる事業の最適化

部長のリーダーシップの下、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。

令和7年度～令和11年度実施計画策定及び令和7年度予算編成の方針

4 留意点

(1) 配分予算制度

配分予算の範囲内での予算要求を前提とすること。

(2) 財政需要の把握

年度途中での補正予算は、法改正及び災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査すること。

(3) 他団体の状況把握

近隣市や他の中核市等の実施状況を確認するなど、他団体の動向の把握に努めること。

(4) 国・府制度との関係整理

上乗せや横出しを行っている事業等については、国・府制度の拡充や創設の影響を精査し、市の事業の廃止・縮小を含めた整理を行うこと。

(5) 部局・室課間の連携

複数の部局・室課に関連する実施計画策定又は予算要求を行う場合は、関連所管間における合意形成を図り、整合性のある事業内容・予算額とすること。